

## 空港経営改革推進委員会設置要領

## (設 置)

第1条 広島空港への空港経営改革の導入を見据えて、官民の空港活性化の取組を強化するとともに、広島県空港振興協議会（以下「協議会」という。）が、空港経営改革導入後の連携のプラットフォームの役割を果たすために必要な機能強化を図ることを目的として、協議会に、空港経営改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (活 動)

第2条 委員会では、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 平成 28 年 8 月に空港活性化部会が取りまとめた「広島空港の将来像及び今後の運営のあり方について」及び平成 29 年 3 月に広島県が策定した「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」を踏まえて官民の関係機関が進める、空港振興施策の実施状況等の共有及び施策推進上の課題解決に向けた検討並びに関係機関への働きかけ
- (2) 広島県が行う空港経営改革に向けた機運醸成等の取組への協力
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要なこと

## (組 織)

第3条 委員会は次の構成員で組織する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 委員
- (4) 外部委員

2 委員長は、協議会会長（以下「会長」という。）が指名し、会務を総理する。

3 副委員長は、協議会理事のうち広島県空港港湾部長の職にある者を充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

4 委員は、協議会会員から選出する。

5 外部委員は、協議会会員以外の者で、委員会の目的を達するために必要な知見等を有する者から選出する。

6 委員及び外部委員は、人事異動による交代の場合、構成員から申し出がある場合、または新たに必要と認められる場合は、委員会の承認を得たうえで、交替もしくは新規参画させることができる。

## (運 営)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、構成員が、やむを得ない理由で出席できない場合は、代理人が出席し議事に加わることができる。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報 告)

第5条 委員長は、委員会の活動状況等について、適宜、会長に報告する。

(事 務 局)

第6条 この委員会の運営に必要な事務を処理するため、広島県土木建築局空港振興課に事務局を置く。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が副委員長と協議の上決定する。

(附 則)

この要領は平成29年6月6日から施行する。